

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

×

1月6日発行
Vol.528

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

目次

●「みなみそうまトピックス」から

- ・元旦 ----- 2
- ・はしご乗り奉納 ----- 3
- ・医療従事者向け新型コロナウイルスワクチンの交互接種 ----- 4
- ・LTEを活用した
薬・検体配送ドローンの飛行試験 ----- 4

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 5
- 浪江町 ----- 10
- 双葉町 ----- 13
- 郡山市 ----- 15

●三条市News

- ・南相馬市長選挙
三条市で不在者投票をする方へ ----- 21

●東京電力ホールディングス

- ・個人さまに対する請求書類
「一時立入、検査受診等にもなう
移動費用の賠償」の発送について ----- 22

●交流ルームひばり通信

- ・お年玉!! 渡邊幸藏さんから
お米を頂戴しました ----- 23
- ・1月の「ひばり」 ----- 24

1/1

土祝

南相馬市HP

「みなみそうまトピックス」から

元旦

新しい年を迎えた午前0時から、市内各地では新年を祝う各種行事が催されました。



 2ページをご覧ください。

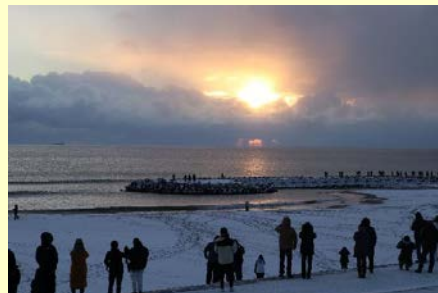
1/1 土祝

元旦

新たな年を迎え、市内では新年を祝う各種行事が開催されました。

相馬太田神社では恒例の礼螺(れいがい)が行われ、北泉海岸では雪が舞う中、初日の出を見るために多くの市民が訪れていました。

また、市内の神社にも多くの参拝客が訪れ、神楽なども披露されていました。



1/4 火

はしご乗り奉納

相馬小高神社で2年ぶりとなるはしご乗り奉納が執り行われました。

新型コロナウイルスの感染防止対策として、一部の行事を縮小し、無観客での開催となりました。

法被姿の若手とび職人3人は、高さ約6.5メートルのはしごの上で、さまざまな技を披露しました。

技が決まるたびに関係者から大きな拍手が送られました。



12/22 水

医療従事者向け 新型コロナウイルスワクチンの交差接種

原町保健センターにおいて、相馬郡医師会南相馬支部、南相馬市総合病院、福島県相双保健所などの医療従事者15人に対して、1・2回目接種したファイザー社製とは異なる、武田/モデルナ社製ワクチンを接種する交差接種が行われました。

市では、65歳以上の高齢者を対象とした3回目の追加接種を2月から始める予定です。



12/28 火

LTEを活用した薬・検体配送ドローンの飛行試験

GINZAFARM株式会社は12月28日、LTEを活用した薬・検体配送ドローンの飛行試験を小高区内で実施しました。

GINZAFARM株式会社では、令和3年度の地域復興実用化開発等促進事業費補助金の採択を受け、LTEを利用した無人航空管制システムを活用し、ドローンによる薬、検体の配送システムの実用化に取り組んでいます。

今回の飛行試験では、薬が入った想定でBOXをドローンに取り付け、小高保健福祉センターから飯崎地区にある菊池製作所までの4.5キロメートルを約9分で無事に配送しました。

今後は、浜通り地区から全国に発信できる配送システムの確立を目指すとのことです。





南相馬市からのお知らせ

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金を現金一括支給します

1月4日HP更新

このたび、国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、子ども1人当たり10万円相当の給付を行うこととなり、本市においては、現金一括10万円の支給を行います。

支給にあたっては、申請が『不要な場合』と『必要な場合』がありますので、ご確認ください。

▶ 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/20211228_c0001.pdf



支給対象児童

- 令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童
- 令和3年9月30日時点で高校生等（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）
- 令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童（新生児）

注意 児童養護施設等へ入所中の児童については、児童養護施設等に別途支給することとなります。

支給対象者

支給対象児童の父母のうち、生計を維持する程度の高い方（所得の高い方）に支給されます。（児童手当受給者、もしくはそれに準ずる対象者）

注意 児童1人当たり月額5,000円が支給される特例給付受給者や、下記の所得制限限度額超過者は対象外です。

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960
4人	774	1,002
5人	812	1,040

1. 所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）または老人扶養親族がある者についての限度額（所得額ベース）は表の額に当該同一生計配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額

次ページへ続きます

2. 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額
3. 扶養人数は、収入金額103万円以下の同一生計配偶者や扶養親族（16歳未満の者も含む）の合計人数です。受給者(申請者)本人は扶養人数に含みません。

支給額

対象児童1人つき10万円

申請手続き

■申請が不要な方 ※公務員を除く

南相馬市から令和3年9月分の児童手当を受給しており、給付通知が届いた方は、改めての申請は不要です。

児童手当の台帳に登録されている高校生等も含めて支給します。

注意 登録がない高校生等がいる場合は別途申請が必要です。

※ 支給決定通知を令和3年12月23日に発送し、12月24日に支給しました。

■新生児の給付について ※公務員を除く

令和3年10月～令和4年2月に出生した新生児 ⇒ プッシュ支給（申請不要）にて児童手当の指定口座へ振込を行う予定です。

注意 児童手当の指定口座の解約や名義変更をしている場合、または受給を辞退する場合は下記の届け出が必要となりますのでご注意ください。

1. 児童手当の指定口座を解約、名義変更している場合

▶ 児童手当・特例給付 変更届

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/20211228_c0002.pdf



2. 給付金の受給を辞退する場合

▶ 受給拒否の届出書

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/20211228_c0003.pdf



口座解約・変更などにより支給日に振り込めない場合は、3月31日までに口座変更などの対応をお願いします。なお、3月31日を過ぎますと本給付金は支給されません。

次ページへ続きます 

■申請が必要な方

- 令和3年9月30日時点で高校生等のみを養育する方
- 令和3年9月分の児童手当を所属庁から受給した公務員の方（新生児も含む）

上記に該当する要申請対象者と見込まれる方への案内通知は、令和3年12月28日に発送しました。申請受け付けは1月4日から行っています。

注意 申請が必要な方で、案内通知が届いていない方は、申請書をダウンロードするか、こども家庭課へご連絡ください。

■高校生等のご家庭について

保護者のうち主たる生計維持者が申請者になります。

児童手当の受給者に準ずる者であり、申請者の所得が児童手当支給対象となる金額と同等未満であること。

注意 令和3年9月30日時点の申請者の住所地市町村が申請先になります。

【必要書類】

1. 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金 申請書（様式第3号）
2. 振込先金融機関口座確認書類
3. 市外で別居する児童が属する世帯全員の住民票（住民票謄本）
注意 児童が市外で別居している場合（令和3年9月30日時点）
4. 申請者および配偶者それぞれの令和3年度(令和2年分)市町村民税課税証明書・非課税証明書
注意 児童手当を受給していない方で、令和3年1月1日時点で南相馬市に住民登録がない方

- ▶ 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金 申請書（様式第3号）
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/20211228_c0004.pdf



- ▶ 申込書記載要領
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/20211228_c0005.pdf



■公務員の方について ※特例給付受給者を除く

令和3年9月分の児童手当を受給している旨の証明を添付してください。

申請書には、児童手当の対象児童のほか、高校生等の対象児童を合わせて記入してください。

次ページへ続きます 

【必要書類】

1. 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金 申請書（様式第3号）
2. 振込先金融機関口座確認書類
3. 令和3年9月分の児童手当（特例給付は対象外）を受給していることが分かる書類（支払通知書・継続認定通知書の写しなど）
注意 高校生のみ、新生児のみの申請の際は不要
4. 市外で別居する児童が属する世帯全員の住民票（住民票謄本）
注意 3に記載無く、市外で別居している児童がいる場合（令和3年9月30日時点）

- ▶ 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金 申請書（様式第3号）
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/20211228_c0004.pdf



- ▶ 申込書記載要領
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/20211228_c0005.pdf



申請方法

1. こども家庭課窓口へ提出または郵送

【提出先】

〒975-8686
 南相馬市原町区本町2丁目27番地 東庁舎1階
 こども家庭課 子育て支援係

受付時間 午前8時30分～午後5時15分
 ※土、日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く

2. オンライン申請

スマートフォンやパソコンから、下記の入力フォームにて申請ください。

▶ 入力フォーム



問い合わせ

こども未来部 こども家庭課

TEL 0244-24-5215



みなみそうまチャンネル



電話でのお問合せ

TEL:0244-26-5663

(平日のみ 午前9時～午後5時)

立候補予定者による 南相馬市長選挙公開討論会開催について

各立候補予定者の市政に対する考えを市民に広く伝え、今後の投票の参考にさせていただくとともに、選挙への参加意識を高めるため公開討論会を開催します。

開催当日はYouTubeでライブ配信も行います。

■実施日時：1月7日（金） 午後6時～8時30分(予定)

■場所：ゆめはっと大ホール

■登壇者：・桜井勝延氏
・門馬和夫氏 ※50音順にて記載

▶ YouTubeライブ配信URL <https://youtu.be/pw0ak6XwZGIQ>



※当日ライブ配信をご覧になれない場合、あとで「一般社団法人原町青年会議所」のYouTubeチャンネルで映像を公開しますので、ご覧ください。

▶ 一般社団法人原町青年会議所YouTubeチャンネルのURL
<https://www.youtube.com/channel/UCNaRX9DIT05hmMJP0CZ0hnQ>



問い合わせ

(一社) 原町青年会議所

TEL 0244-23-5520



浪江町からのお知らせ

【1月30日開催】浪江町立学校の閉校式および閉校のつどいについて

令和3年12月28日HP更新

町内にありました小学校6校と中学校3校の閉校式を開催します。
閉校式にあわせ、町立学校の歴史などに触れることができる閉校のつどいも開催します。

閉校式

- とき 1月30日（日） 午前10時～正午
- ところ 浪江町地域スポーツセンター サブアリーナ
- 対象校 小学校6校（浪江、幾世橋、請戸、大堀、苅野、津島）
中学校3校（浪江、浪江東、津島）
- 内容 閉校式…閉校に伴う節目の式典
- その他
 - ・「閉校式」は会場の都合により人数制限を行います。一般の入場は先着順となり、卒業生や保護者など学校関係者を優先して入場させることとなります。
 - ・「閉校式」の様子はメインアリーナでスクリーン放送およびWeb配信を実施します。

▶ Web配信（なみえチャンネル）

https://www.youtube.com/channel/UCSeFpozPKXTm_frDTqccxpQ



閉校のつどい

- とき 1月30日（日） 午前10時～午後4時
- ところ 浪江町地域スポーツセンター メインアリーナ
- 対象校 小学校6校（浪江、幾世橋、請戸、大堀、苅野、津島）
中学校3校（浪江、浪江東、津島）
ふるさとなみえ博物館
- 内容 閉校のつどい…学校資料や写真などの展示、卒業生や地域の方が集える場の設置、PTA・卒業生による企画展示など
- その他
 - ・「閉校式」の様子を大型スクリーンで放送します。
 - ・「閉校のつどい」の展示物について、卒業生や教職員、地域の皆さまで提供が可能な写真などがございましたら、連絡をお願いします。

次ページへ続きます

その他

- 新型コロナウイルス感染症の状況によっては、「事前申し込み」などを行うことがあります。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、マスク着用の上、間隔をとってご来場いただくようお願いします。
- 入口において、名前の記入、検温、手指消毒にご協力いただくとともに、体温が37度以上ある場合は入館をご遠慮いただく場合があります。
- 体調がすぐれない方は、入館をご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

▶ 浪江町立学校閉校式・閉校のつどいのご案内

https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/life/29603_111322_misc.pdf



問い合わせ

教育委員会事務局 学校教育係

TEL 0240-34-5710

浪江町民の避難状況（12月31日現在）

【都道府県別】（福島県外）

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
北海道	52	長野県	54	愛媛県	10
青森県	41	岐阜県	19	高知県	5
岩手県	37	静岡県	58	福岡県	19
宮城県	927	愛知県	36	佐賀県	4
秋田県	40	三重県	7	長崎県	11
山形県	112	滋賀県	5	熊本県	6
茨城県	973	京都府	33	大分県	5
栃木県	456	大阪府	61	宮崎県	10
群馬県	131	兵庫県	25	鹿児島県	8
埼玉県	647	奈良県	6	沖縄県	19
千葉県	554	和歌山県	1	国外	13
東京都	786	鳥取県	-	合計	6,000
神奈川県	412	島根県	5	(前月 6,008)	
新潟県	286	岡山県	23		
富山県	15	広島県	10		
石川県	25	山口県	1		
福井県	8	徳島県	1		
山梨県	37	香川県	6		

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	2,318	天栄村	1	三春町	74
会津若松市	187	下郷町	3	小野町	11
郡山市	1,659	南会津町	9	広野町	51
いわき市	3,113	北塩原村	3	檜葉町	19
白河市	254	西会津町	4	富岡町	22
須賀川市	140	磐梯町	4	川内村	4
喜多方市	19	猪苗代町	20	大熊町	7
相馬市	420	会津坂下町	20	双葉町	-
二本松市	964	金山町	1	浪江町	1,263
田村市	72	会津美里町	9	葛尾村	5
南相馬市	1,934	西郷村	128	新地町	80
伊達市	106	泉崎村	6	飯舘村	2
本宮市	461	中島村	2	県内	1
桑折町	136	矢吹町	38	合計	13,850
国見町	28	棚倉町	7	(前月 13,861)	
川俣町	50	塙町	3	避難者総数	
大玉村	179	石川町	5	19,850	
鏡石町	7	古殿町	1	(前月 19,869)	

浪江町内で新年のイベントが開催されました

浪江町では、元旦に新春の恒例イベント「あるけあるけ初日詣大会」、翌2日に2年ぶりの「請戸漁港出初式」が開催されました。

「あるけあるけ初日詣大会」では、早朝にもかかわらず集まった約300人が、「道の駅なみえ」から「請戸海岸」まで約5kmの道のりを歩きました。

海岸に到着した参加者の皆さんは、厚い雲間から姿を見せた初日の出を静かに眺め、町の復興や新型コロナウイルス感染症の終息など、それぞれの願いを込めました。



翌日には、晴れ渡る空のもと、新しい年における海上の安全と豊漁を祈願する「請戸漁港出初式」が開催されました。

神事が執り行われた後、大漁旗を掲げた漁船14隻が、沖合を目指し、次々と出港しました。請戸漁港は、昨年復旧が完了し、1月7日から本格的な漁が始まる予定です。



(情報統計係 及川)



双葉町からのお知らせ

町民の皆さまへ（町長メッセージ）

1月1日HP更新

令和4年の輝かしい新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げますとともに、町民の皆さまのご健勝とご多幸を心よりご祈念申し上げます。

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故による全町避難から、3月11日で丸11年になります。

去年は、新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延により、社会生活に大きな影響を及ぼしました。感染拡大を防止するため新しい生活様式を実行し、東京オリンピック・パラリンピックは無観客での開催、多くの人が集まる行事も中止や延期、規模縮小となり、町民の皆さまの自治会活動や行政区の交流会等の行事もほとんどが中止となり、町民の皆さまの交流・再会の機会の確保が難しい状況にありました。現在は、ワクチン接種が進み、感染者も減少し、日常を取り戻しつつありますが、新たな変異ウイルス、オミクロン株の感染が日本を含め世界の数多くの国と地域で確認されており、まだまだ予断を許さない状況です。引き続き、マスクの着用や3密の回避など感染防止対策が求められています。

また、政府が3回目のワクチン接種の前倒しを表明しておりますので、町から町民の皆さまに必要な情報を随時発信してまいります。

そのような中でも双葉町では、町政懇談会で説明させていただいたように、6月以降の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除と住民帰還開始を目指して、全町民を対象として1月20日から希望する世帯の方々の帰還に向けた準備宿泊を開始します。

また、昨年11月にはJR双葉駅東側で役場仮設庁舎建設の起工式を行い、令和4年6月末の完成、8月末の業務開始を目指して工事を進めております。

「住む拠点」として整備している駅西側地区については、帰還者や就業者向け戸建て住宅30戸、集合住宅56戸を県が代行して整備し、町民の皆さまの帰還環境整備を進めており、10月頃に25戸の入居開始ができるよう取り組んでいます。

そして、地元雇用の創出につなげるため、中野地区復興産業拠点内に立地する企業については現在20件、24社との立地協定を締結しております。

次ページへ続きます 

特定復興再生拠点区域の農地についてであります。6地区の農地保全管理組合で除染後農地(約190ヘクタール)の保全管理作業と野菜及び水稻(下羽鳥地区)の試験栽培が行われており、結果については公表するとともに、今後、ほ場整備作業などにより営農再開に向けた環境条件の整備について取り組んでまいります。また、拠点外の農地についても除染を行うよう国に要請してまいります。

さらに町民の皆さまの生活を支える各種支援策の継続・拡充や原子力損害賠償についても今後も粘り強く国等に要請していく所存です。

本年も新型コロナウイルス感染症対策、ふるさと双葉町を未来に繋いでいくための町内全域の避難指示解除を目標に、議会と連携しながら職員とともに町の復旧・復興、及び町民の皆さまの生活支援や絆の維持に関する事業に精力的に取り組む6月以降の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除と住民帰還開始により、多くの町民の皆さまが戻り、新しく町民となる方が転入し、それぞれの暮らしができるよう魅力あふれる復興まちづくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

寒さの厳しき折、町民の皆さまには健康に留意され、本年が良き年となりますようご祈念申し上げ年頭の挨拶といたします。

双葉町長 伊澤 史朗

コンビニエンスストアなどにおける戸籍附票の自動交付サービスの 一時停止について

1月5日HP更新

コンビニエンスストアなどにおけるマイナンバーカードを利用した戸籍附票の自動交付サービスについて、システムメンテナンスのため、下記の期間中は証明書の交付ができませんのでご注意ください。

停止期間

1月7日(金)～11日(火)の終日

サービス提供再開は、1月12日(水)の午前6時30分からです。

※ コンビニエンスストアなどにおける証明書等の自動交付サービスの利用可能時間は、午前6時30分から午後11時までです。

問い合わせ

戸籍税務課

TEL 0246-84-5204



郡山市からのお知らせ

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金について

令和3年12月17日HP更新

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当（本則給付）を受給する世帯に給付金を支給します。

▶ 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金(PDFファイル)

<https://www.city.koriyama.lg.jp/material/files/group/3/R3kosodatesetairinjitokubetsukyufuchirashi2.pdf>



令和3年12月15日に給付金に関して国の指針が示されたことを受け、追加給付分についても現金で給付します。

令和3年12月23日以降に支給する額は全員 児童の人数×10万円 の額となります。

例) 児童2人の場合：2人×10万円＝20万円支給

対象児童

次に記載する児童が対象になります。

1. 令和3年9月分の児童手当(本則給付)支給対象となる児童（申請不要です。）
2. 令和3年9月30日時点で高校生等(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童（保護者の所得が児童手当(本則給付)の支給対象となる金額と同等未満の場合）（申請が必要です。）
3. 令和3年9月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童手当(本則給付)の支給対象児童（新生児）（申請が必要です。）

<参考>児童手当本則給付について

児童手当本則給付とは、生計の中心の方の令和3年度（令和2年分）所得が次の所得制限額限度額以内の所得の方です。

扶養親族の数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960
4人	774	1,002
5人	812	1,040

※詳しくは
こども家庭支援課まで
お問い合わせください。

次ページへ続きます

支給対象者

対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い方に支給されます。（児童手当（本則給付）受給者もしくはそれに準ずる対象者）

給付額

対象児童1人につき 10万円

※ 先行給付分5万円と追加給付分5万円の合計10万円

支給方法

- 児童手当（本則給付）を受給している受給者および一部の高校生等や新生児の保護者
➡ 令和3年10月支給時の児童手当（本則給付）受給口座に振り込みます。
- 支給申請を行った保護者
➡ 子育て世帯への臨時特別給付金申請書で、別途指定した口座に振り込みます。

申請が必要な方 …「プッシュ型」通知のお知らせが届かない方

例えば、次に記載する方は申請が原則必要です。

※ 詳しくはこども家庭支援課までお問い合わせください。

- 令和3年9月30日時点で高校生等（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童の保護者（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の所得である保護者）
- 所属庁から児童手当（本則給付）を受給している公務員の方
- 令和4年3月までに生まれた児童手当（本則給付）支給対象児童（新生児）の保護者等

申請方法

申請に必要な書類を準備の上、こども家庭支援課宛に令和4年3月31日必着で郵送してください。

<申請に必要な書類>

- ▶ 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金申請書【高校生等、公務員用】（エクセル版）

<https://www.city.koriyama.lg.jp/material/files/group/3/4gkoukouseikoumuinshinseisyo.xlsx>



- ▶ 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金申請書【高校生等、公務員用】（PDF版）

<https://www.city.koriyama.lg.jp/material/files/group/3/4gkoukouseikoumuinshinseisyo.pdf>



次ページへ続きます 

▶ 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金申請書【新生児用】
(エクセル版)

<https://www.city.koriyama.lg.jp/material/files/group/3/4gshinseijishinseisyo.xlsx>



▶ 令和3年度郡山市子育て世帯への臨時特別給付金申請書【新生児用】
(PDF版)

<https://www.city.koriyama.lg.jp/material/files/group/3/4gshinseijishinseisyo.pdf>



■ 高校生等、新生児の方 ※公務員以外の方

- 振込先金融機関口座確認書類（預金通帳やキャッシュカードの写し など）
- 児童手当(本則給付)を受給していることがわかる書類（支払通知書の写し、令和3年9月分児童手当振込通帳など）または申請者と配偶者の方の令和3年度所得証明書（令和3年1月2日以降に郡山市外から転入した方のみ）

■ 公務員の方

- 振込先金融機関口座確認書類（預金通帳やキャッシュカードの写し など）
- 児童手当(本則給付)を受給していることがわかる書類（支払通知書の写し、令和3年9月分児童手当振込通帳など）または申請者と配偶者の方の令和3年度所得証明書（令和3年1月2日以降に郡山市外から転入した方のみ）

【申請書送付先】

〒963-8025

郡山市桑野一丁目2-3 こども総合支援センター

こども家庭支援課給付係 子育て世帯への臨時特別給付金担当

支給予定日

申請不要の方は12月23日から順次支給します。

申請が必要な方は、審査完了後に順次支給します。

問い合わせ

こども部 こども家庭支援課 給付係

TEL 024-924-2411

市税のクレジットカード・インターネットバンキング納付について

令和3年12月27日HP更新

インターネット(スマートフォン等)から、郡山市の市税をクレジットカードやインターネットバンキングで、自宅や外出先など時間や場所を選ばずに納付できます。

【受付開始日】令和4年1月5日(水)

納付にあたり準備するもの

- ◆コンビニ収納用バーコードの印字された納付書
- ◆カメラ機能の付いたスマートフォンなど情報端末

◇クレジットカード決済の場合：以下のブランドロゴが付帯されたクレジットカード



◇インターネットバンキング決済の場合：利用する金融機関の口座情報がわかるもの

注意 事前にインターネットバンキングの口座開設が必要です。

注意事項

- 市や金融機関などの窓口では、クレジットカード提示による納付はできません。
- 納付後に領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関や行政機関、コンビニエンスストアの窓口で納付してください。
- 年末調整や確定申告に使用する「納付確認書」は、希望する方へ発行可能です。詳しくは、収納課(024-924-2101)までお問い合わせください。
- この決済による納税証明書は、手続きを行った日の3営業日後から発行可能となります。お急ぎの方は、金融機関や行政機関、コンビニエンスストアの窓口で納付し、領収証書を持参のうえ、発行の申請を行ってください。
- 軽自動車税(種別割)の継続検査用納税証明書は、6月下旬に郵送します(納期限内にお支払いの方に限ります)。急ぎで必要な方は、行政機関の窓口で別途申請してください。
- 次のような納付書には、お使いいただけません。
 - ・ 1枚当たりの金額が30万円を超えるもの
 - ・ コンビニ収納用バーコードが印字されていないものまたは汚損、破れなどにより読み取れないもの
 - ・ 納期限が過ぎているもの
 - ・ 金額が訂正されているもの

次ページへ続きます

決済手数料

以下の決済手数料は、利用者負担となります。

●クレジットカード決済の場合：

納付金額(1回当たり)	決済手数料
1～10,000円	110円
10,001～20,000	220円
20,001～30,000	330円
30,001～40,000	440円
40,001～50,000	550円
50,001～	納付金額が10,000円 増加するごとに 110円を加算した額

●インターネットバンキング決済の場合：

納付金額(1回当たり)	決済手数料
1円以上30万円以内	165円

この手数料については、カード会社またはシステム提供会社の収入となるものであり、本市の収入となるものではありません。

口座振替からの切り替えについて

口座振替ご登録の方で支払方法を変更する場合は、口座振替廃止届の提出が必要です。市や金融機関の窓口でお手続きください。廃止の手続き終了後、納付書を送付します。

なお、クレジットカード・インターネットバンキング決済では、口座振替のような「継続払い」はできませんので、納め忘れにご注意ください。

継続払いについて

口座から定期的に自動で引き落としをする「継続払い」はできません。納付書1枚ごとに、その都度支払いの操作をしていただく「都度払い」方式となります。

利用時間

24時間利用できます。ただし、当日分の納付として取り扱うのは、午後11時30分までに納付手続きが完了したものまでになります。

また、メンテナンスなどにより利用できない場合があります。

二重で納めてしまった場合

納付サイト内で決済が完了したものについて、取消・返金の操作を行うことはできません。市において、二重での納付が確認でき次第、過誤納金還付のお知らせを送付します。

なお、市税の還付が生じた場合でも、決済手数料についてはお返しすることはできませんので、予めご了承ください。

次ページへ続きます 

バーコードが印刷されていない納付書について

バーコードが印刷されていない納付書では、お使いいただけません。

- 例) ・申告税および市県民税（特別徴収分・退職所得分）の納付書
 ・1枚あたりの納付額が30万円を超えるもの

手元にバーコードが印字されてていない納付書がない場合や納期限内の納付書がない場合は、以下へお問い合わせください。

- 市税全般：収納課 **TEL 024-924-2101**
- 国民健康保険税：国保税収納課 **TEL 024-924-2121**

バーコードが読み取れない場合

以下についてご確認ください。

- ・バーコードが汚損または破れていないか。
- ・納付書に記載の納期限が過ぎていないか。
- ・お使いの機器のカメラ機能に異常はないか。

納められる市税の種類

- 個人市県民税（普通徴収）
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税（種別割）
- 国民健康保険税（普通徴収）
- 「まとめ納付書」や「催告書」と表記のある納付書では、記載の税目名称に関わらず納付可能です。

注意 「まとめ納付書」や「催告書」で納付の場合、納付サイトの画面上には「まとめ納付書・催告書」と表示され、カードの利用明細には「郡山市税まとめ納付」と表記されます。

利用方法

1. スマートフォンまたはタブレット端末等から、「郡山市税クレジットカード等納付サイト」へアクセスしてください。
2. 画面の案内に従い、スマートフォンまたはタブレット端末等のカメラ機能を起動し、納付書に印字されている「コンビニ収納用バーコード」を撮影してください。
3. 画面の案内に従い、メールアドレスやクレジットカード・インターネットバンキングの情報を入力し、決済します。
4. 支払い完了のメールが届きますので、確認ください。



▶ 郡山市税クレジットカード等納付サイト
https://koukin.f-regi.com/fc/koriyama_city

問い合わせ 税務部 収納課 **TEL 024-924-2101**

南相馬市長選挙

1月13日(木)告示 1月23日(日)投開票

～三条市で不在者投票をする方へ～

不在者投票

- 期 間 1月14日(金)～21日(金) ※土・日を除く
- 時 間 午前8時30分～**午後5時30分**
- 場 所 三条市選挙管理委員会事務局（三条市役所三条庁舎3階）

手続方法

①投票用紙一式を請求する。

南相馬市選挙管理委員会から届く「不在者投票用紙請求書」に必要事項を記入し、返信用封筒に入れて郵送してください。

南相馬市の投票所(期日前投票所を含む)で投票する方は、請求しないでください。
請求してからは、南相馬市の投票所で投票することができなくなる場合があります。

②投票用紙一式を受け取る。

南相馬市選挙管理委員会から「投票用紙、投票用封筒（内封筒と外封筒）、不在者投票証明書」が届きます。



証明書の開封や投票用紙への事前記入は
絶対にしないでください。
投票ができなくなります。

③三条市選挙管理委員会で投票する。

受け取った封筒一式を持参して投票してください。

投票済みの用紙を南相馬市に郵送する必要があります。
投票日まで届くよう、**早めの投票を**
お願いします。



問い合わせ

三条市選挙管理委員会事務局

TEL 0256-34-5594 (直通)

個人さまに対する請求書類 「一時立入、検査受診等にもなう 移動費用の賠償」の発送について

12月22日

「一時立入、検査受診等にもなう移動費用の賠償」につきまして、以下のとおりご請求の受付を開始させていただきますので、お知らせいたします。請求書類をご希望される方は、大変お手数ですが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室（コールセンター）」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。（概要については2018年3月26日お知らせ済み）

- ・ご請求対象期間：2021年10月1日から2021年12月31日まで（原則3カ月単位）
- ・ご請求受付開始：2022年1月4日

費用をご負担された事実が確認できる証明書類のご提出は、原則、必要となりますが（2018年3月26日ご案内済み）、高速道路や公共交通機関をご利用の場合、一般的に費用をご負担された事実が確認できる証明書類※を得られることから、2021年4月以降に発生した費用のご請求（原則3カ月単位）にあたっては、原則、費用をご負担された事実が確認できる証明書類※のご提出が必要となります。

そのため、これらの証明書類については、ご請求いただくまでの間、大切に保管いただきますようお願いいたします。

なお、ご提出いただいた証明書類やご請求書類に記載いただいた内容について当社から問い合わせをさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

（※）①高速道路をご利用の場合：利用証明書（領収書）やETC利用明細書など

②公共交通機関（例：新幹線・特急、高速バスなど）をご利用の場合：

領収書やICカード利用明細書など

なお、やむを得ない理由により、上記以外にも損害の継続を余儀なくされている方につきましては、別途、ご事情をお伺いさせていただきますので、末尾に記載の「福島原子力補償相談室（コールセンター）」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

問い合わせ

＜原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先＞

福島原子力補償相談室（コールセンター）



0120-926-404

午前9時～午後7時（月～金（除く休祝日））

午前9時～午後5時（土・日・休祝日）

お年玉!!

渡邊幸藏さんからお米を頂戴しました

昨年12月22日(水)、下田の渡邊幸藏さんから、お年玉としてたくさんのお米をいただきました。

いつも避難者のことを気にかけていただき、深く感謝申し上げます。



今週号と一緒に、お米引換券をお配りしましたので、期限内にお受け取りください。

- ・配布期間 **1月12日(水)～23日(日)**
- ・配布場所 交流ルーム「ひばり」
- ・配布対象 家族1人につき 1袋(5kg)

※申し訳ございませんが、お届けはできません。
※期間内に受け取れない場合は、「ひばり」まで
ご相談ください。

※ご連絡がないまま期限を過ぎてしまったお米は、
適切な方法で有効に使わせていただきますので、
ご了承ください。

今週号と一緒に
お配りした引換券を
必ずご持参ください。

★★★★ お願い ★★★★★

お越しの際は、
マスク着用をお忘れなく!!

また、お子さんは
お連れにならないでください。

お米引換券

世帯の代表者のお名前をご記入ください。

様

引換期間内に受け取りにお越しください。

●引換期間 **1月12日(水)～1月23日(日)**

【注意】 交流ルーム「ひばり」の開館時間は、浜通り×さんじょうライフ
裏表紙のカレンダーでご確認ください。

●受取場所 交流ルーム「ひばり」(三栄市総合福祉センター内)

※お米は、ご家族1人につき1袋(5kg)です。

※期間内に受け取れない場合は、

交流ルーム「ひばり」までご相談ください。

※ご連絡がないまま期限を過ぎてしまったお米は、
適切な方法で有効に使わせていただきますので、ご了承ください。



この引換券を
必ずご持参ください。

交流ルーム「ひばり」
TEL 0256-33-8650

問い合わせ 交流ルーム「ひばり」 TEL 0256-33-8650

1月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
					7 ひばり休み 浜通り配布	8 ひばり休み
9	10 成人の日 ひばり休み	11 ひばり休み	12	13 ひばり休み	14 ひばり休み 浜通り配布	15 ひばり休み
16	17 ひばり休み	18 ひばり休み	19 記念誌作成 打ち合わせ	20 ひばり休み	21 ひばり休み 浜通り配布	22 ひばり休み

問い合わせ

交流ルーム ひばり

(総合福祉センター内)

運営：さんじょうふくしま「結」の会

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開設時間] 日・水 午前10時～午後1時

※さんじょうふくしま「結」の会

避難者と三条市のボランティアの有志で組織している団体で、「交流ルームひばり」の運営を無償で行っています。「交流ルームひばり」へお気軽にお立ち寄りください。

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム（避難者名簿）に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった（変わる予定である）
- ・家族構成が変わった（子が進学などで転出、帰還した家族がいるなど）
- ・避難生活が終了した（避難の意思を有しなくなった）

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している 世帯数と人数(2022.1.6現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	15	37
原町区	3	3
南相馬市 計	18	40
浪江町	3	10
双葉町	1	3
郡山市	5	9
合 計	27	62

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511